

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成20年11月20日

独立行政法人環境再生保全機構
契約担当職 理事 諏訪 茂

1. 競争入札に付する事項

- (1) 件名 独立行政法人環境再生保全機構ホームページにかかるガイドライン等策定業務〔総合評価落札方式〕
- (2) 仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 期間 契約締結日から平成21年2月27日
- (4) 納入場所 独立行政法人環境再生保全機構
- (5) 入札方法
落札者の決定は、総合評価落札方式をもって行う。
- (6) 提出書類等
 - ① 総合評価のために必要な書類を提出しなければならない。
 - ② 入札金額は、総価とする。入札者は、仕様書に規定するもの等、業務に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
 - ③ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 競争入札に参加することができない者
 - ① 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
 - ② 契約の履行に当たり品質・数量について不正行為をした者、公正な競争の執行を妨げた者、公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者等でその事実があった後2年を経過しない者。
- (2) 平成19・20・21年度競争契約参加資格(全省庁統一資格)の「役務の提供等」の「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。

- (3) 国の統一資格審査での「資格審査結果通知書」の写しを提出できる者であること。
- (4) 入札説明書の交付を受けた者であること。
- (5) 過去5年以内に国等又は都道府県等において、当該業務の類似業務を請け負った実績を有している者であること。

3. 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー8階
独立行政法人環境再生保全機構 経理部 経理課 秋保裕幸、市川智隆
電話 044-520-9529
- (2) 入札説明書の交付期間
本公告の日から平成20年12月1日(月)までの次の時間帯とする。
(10時00分から12時00分まで・13時00分から17時00分まで)
- (3) 「総合評価のために必要な書類」の提出期限及び場所
平成20年12月2日(火) 17時00分まで
(ただし、郵送する場合には期限までに当機構に必着。書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。)
神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー8階
- (4) 「総合評価のために必要な書類」に関するヒアリング
平成20年12月2日(火)～12月3日(水)の間のいずれか。
必要に応じて実施。

4. 競争執行の日時及び場所

平成20年12月5日(金) 13時30分から
〒212-8554 神奈川県川崎市幸区大宮町1310番 ミューザ川崎セントラルタワー8階
独立行政法人環境再生保全機構 8階 第3会議室B

5. その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
免除
- (2) 入札者に要求される事項
 - ① この入札に参加を希望する者は、環境再生保全機構が交付する入札説明書に基づいて「総合評価のために必要な書類」を作成し、本公告に示した業務を完全に履行できることを証明する書類を併せて提出しなければならない。
 - ② 開札日の前日までの間において契約担当職理事から「総合評価のために必要な書類」に関して説明が求められた場合には、これに応じなければならない。

なお、提出された「総合評価のために必要な書類」については、環境再生保全機構において総合評価基準に定める評価基準に基づき「総合評価のために必要な書類」を審査するものとし、審査の結果、合格した「総合評価のために必要な書類」に係る入札書のみを落札決定の対象とする。「総合評価のために必要な書類」の合否については、入札の前日（12月4日）までに連絡するものとする。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

総合評価基準に定める総合評価の方法によって得られた数値の最も高い者を落札者とする。

①入札価格が、環境再生保全機構会計規程第46条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

②「総合評価のために必要な書類」が、環境再生保全機構の審査の結果、合格していること。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、上記各要件を満たす者であって、落札者となるべき者以外で最も数値が高い者を落札者とすることがある。

(6) その他

詳細は入札説明書による。